

服 装 ・ 頭 髪 規 定

1. 1 型(学生服)

- (1) 制服は黒の標準学生服を着用し、校章をつける。改造はしない。
※標準学生服のマークがついているものとする。
※本校指定のボタンをつける。袖口ボタンは各2個とする。
※改造が判明した場合は、体型に合ったものを再購入する。
- (2) スラックスは、極端に細いものや太いものは着用しない。また、必ずベルトを着用する。
- (3) 白のシャツを着用し、裾はスラックスの中に入れる。

2. 2 型(ブレザー)

- (1) 本校指定の制服（上着・ベスト・スカートまたはスラックス・リボンまたはネクタイ）を着用する。校章をつける。改造はしない。
※改造が判明した場合は、体型に合ったものを再購入する。
- (2) スカート丈は、膝頭の中心を基準とする。
- (3) スラックスは、極端に細いものや太いものは着用しない。また、スラックスを着用する場合は、必ずベルトを着用する。
- (4) 白のシャツを着用し、裾はスカートまたはスラックスの中に入れる。

3. 1 型・2 型共通

- (1) ソックスの色は黒・白・紺とする。長さは、くるぶしが隠れる位置から膝下までとする。式典等には黒いソックスを着用する。
- (2) 本校指定のセーター、ベスト、カーディガンを着用することができる。
- (3) コート類は、華美でないものとし、制服の上に着用する。校内では着用しない。
- (4) 頭髪は高校生らしい端正な髪型とし、パーマ、染色、脱色はしない。
※過度にドライヤー・アイロンを使用しない。
- (5) 通学靴は、黒または茶の革靴、もしくは華美でない運動靴とする。
- (6) 通学カバンは、華美でない通学に適したものとする。
- (7) 校内では本校指定の上履きを履く。体育館では所定のシューズを使用する。
- (8) タイツを着用する場合は、無地とする。
※防寒着としてジャージ(体操着)を着用しない。
- (9) 夏期は、本校指定のポロシャツを着用することができる。
- (10) 装飾品類は身につけない。（ピアス等の穴をあけない）

4. 制服着用期間は次の通りとする。

- (1) 夏期 5月1日～9月30日 （指定ポロシャツ着用許可期間）
- (2) 冬期 10月1日～4月30日